

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年3月28日

宇城市長 守田 憲史



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲（旧不知火町）
長崎区人・農地プラン
上げ区人・農地プラン
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月20日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数（長崎区） 30経営体
 個 人 29経営体（うち認定農業者：11経営体）
 法 人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）
○経営体数（上げ区） 30経営体
 個 人 18経営体（うち認定農業者：13経営体）
※認定農業者の共同申請については、1経営体として計上
4. 3の結果として当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がいない
5. 農地中間管理機構の活用方針
○長崎区
 地域の実情に応じて機構を積極的に活用し農地の集積を進める。
○上げ区
 地域の実情に応じて機構を積極的に活用し農地の集積を進める。
6. 地域農業の将来のあり方
○長崎区
 新規就農を促進し、生産物の高付加価値化を行っていく。
○上げ区
 上げ集落は、従来より柑橘類（みかん、デコポン等）落葉果樹（ブドウ）の産地

づくりに取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいく。また、農業に取り組む青年農業者も多く、今後の担い手として期待できるため、集落をあげ育成に取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年3月28日

宇城市長 守田 憲史



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲（旧松橋町）

古保山区人・農地プラン

竹崎区人・農地プラン

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数（古保山区） 14経営体

個人 12経営体（うち認定農業者：8経営体）

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

○経営体数（竹崎地区） 8経営体

個人 7経営体（うち認定農業者：7経営体）

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

※認定農業者の共同申請については、1経営体として計上

4. 3の結果として当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている／担い手はいるが十分ではない／担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○古保山区

地域の実情に応じて機構を積極的に活用し農地の集積を進める。

○竹崎区

地域の実情に応じて機構を積極的に活用し農地の集積を進める。

6. 地域農業の将来のあり方

○古保山区

新規就農を促進し、生産物の高付加価値化を行っていく。

○竹崎区

平坦な水田地帯で、水稻や施設野菜等を栽培している地域である。若い世代の農業者が少ないため、今後は後継者の育成や、新規就農に取り組んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年3月28日

宇城市長 守田 憲史



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲（旧小川町）

下住吉区人・農地プラン
田中区人・農地プラン
新田地区人・農地プラン

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数（下住吉区） 22経営体
 個人 21経営体（うち認定農業者：16経営体）
 法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）
○経営体数（田中区） 7経営体
 個人 7経営体（うち認定農業者：6経営体）
○経営体数（新田地区） 8経営体
 個人 28経営体（うち認定農業者：15経営体）
 法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

※認定農業者の共同申請については、1経営体として計上

4. 3の結果として当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている／担い手はあるが十分ではない／担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○下住吉区

地域の実情に応じて機構を積極的に活用し農地の集積を進める。

○田中区

地域の実情に応じて機構を積極的に活用し農地の集積を進める。

○新田地区

地域の実情に応じて機構を積極的に活用し農地の集積を進める

6. 地域農業の将来のあり方

○下住吉区

複合化について、現在の経営内容を引き続き行う。後継者がいる中心経営体が目標とする経営面積が達成できるよう、他の農業従事者は協力の有無をそれぞれに考えを深める。高付加価値化については、土壌改良、病害虫対策、農薬散布方法について情報を共有し、品質の向上と反収量の増加を目指していく。

○田中区

生姜の生産が盛んな集落である。担い手が少ないため、今後は高付加価値化とともに、新規就農の促進を図る。

○新田地区

「水稻＋施設園芸」の経営内容を維持していく。若い中心経営体を中心に、経営規模の拡大に地区でサポートしていく。また、地区内外を問わず、新規就農者経営体数は少ないが、各経営体の経営規模は大きい。また年齢層も若い。今後も中心となる経営体に農地集積を行い、高付加価値化を勧めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年3月28日

宇城市長 守田 憲史



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲（旧三角町）

三角地区人・農地プラン

大口地区人・農地プラン

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数（三角地区） 213経営体

個人 202経営体（うち認定農業者：202経営体）

法人 11経営体（うち認定農業者：11経営体）

○経営体数（大口地区） 27経営体

個人 22経営体（うち認定農業者：22経営体）

※認定農業者の共同申請については、1経営体として計上

4. 3の結果として当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

○三角地区

高齢などにより、農業経営が困難な場合は、農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手が機構を活用し借りられる体制を目指す。

○大口地区

高齢などにより農業経営が困難な場合は、農地中間管理機構等を活用するよう促進する。

6. 地域農業の将来のあり方

○三角地区

三角町においては、中山間地域で急傾斜の農地が多いなか、農業者が高齢化している。国の支援事業等を活用し新規就農者や、担い手を確保していく。また、基盤整備事業等により農地の整備をおこない、新品種の導入や、マルチ栽培等による高付加価値化を目指す。

○大口地区

果樹の栽培施設の導入を図り高付加価値化により、経営の安定化を図る。

観光農園や貸し農園の整備を行い、交流人口の増加を図る。

遊休地の解消整備を行い、担い手への農地の集積、経営面積の規模拡大を図る。

新規就農者の受け入れ体制を整備し、地域の担い手の育成を推進する。